

船員労働者(内・外航別)と陸上労働者(主な産業別)のきまって支給する1人1か月あたり平均現金給与額 (単位:円)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
船員(内航)	445,802	443,898	446,331	453,897	452,928	453,759	463,928	457,967	470,870	470,305	473,996	475,063
船員(外航)	641,344	632,324	638,272	618,543	603,174	586,605	581,809	590,067	746,753	599,076	623,632	632,410
陸上(運輸業・郵便業)	305,200	300,300	307,200	308,300	317,900	318,800	326,600	325,900	334,300	332,400	323,600	325,400
陸上(製造業)	326,500	322,100	326,000	324,900	330,100	331,200	334,200	333,800	337,100	334,500	323,400	330,400
陸上(建設業)	331,300	338,900	335,100	343,300	347,200	354,900	365,100	359,600	366,200	364,700	363,500	363,000
陸上(宿泊業・飲食サービス業)	253,500	252,800	254,400	253,400	263,500	264,800	265,100	265,500	271,800	272,800	266,300	275,300

- ※ ① きまって支給する現金給与額は、各年6月分の定期払いを要する報酬(基本給や家族手当等)、時間外勤務(超過勤務や夜間割増)及び航海日当の数値である。  
 ② 陸上労働者のきまって支給する現金給与額は、厚生労働省が実施する「賃金基本構造統計」の「企業規模計(10人以上)」の数値を用いている。  
 ③ 船員労働者の船員は、船舶に乗り組む全ての「船長、職員、部員」の計の数値を用いている。  
 ④ 陸上労働者は、常用労働者のうち短時間労働者を除いた一般労働者の集計結果を用いている。

